

# 盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第12号 令和5年3月31日発行



## 盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議を開催しました

昨年12月に開催した「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」に引き続き、1月には、下記のとおり実務者会議を開催しました。関係者間で課題等を共有し、制度利用が必要な方の発見、相談、申立書の作成等がスムーズに行われるよう実務者レベルのネットワークづくりも進めています。

開催日時	参加者
1月19日(木) 13:30~15:30 (岩手教育会館)	盛岡広域5市町の 地域包括支援センター13機関
1月20日(金) 13:30~15:30 (岩手教育会館)	盛岡広域5市町の 相談支援事業所等9機関



今回は、主に無報酬案件や首長申立について、協議や情報交換を行いました。当センターも申立支援し、後見人が決定するまで対応したケースについて、具体例を挙げ報告しました。

各回で出された主な意見は、次のとおりです。これらの内容は、2月7日に開催した専門職連絡会議及び市町担当者会議でも報告させていただきました。

今後も関係者間で情報を共有しながら、課題解決につなげていければと考えています。

### ○地域包括支援センター

- ・資力のない方や親族との関係性が薄い方については、首長申立を検討するが決定までに長時間を要している。申立て前に本人が亡くなるのは、避けて欲しい。
- ・行政で既に関わっているケースについては、内部でもっと連携して欲しい。
- ・受診歴のない方の場合、診断書の作成に当たる医師に事前によく説明するようにしている。
- ・申立後、診断書の再提出を求められたり、鑑定とされた場合、いずれも費用が高み、苦慮している。

### ○相談支援事業所等

- ・制度利用につなげたいケースが少なくない。親の高齢化に伴い今後さらに増加が見込まれるがどのタイミングで申立を行うのがよいか、悩みである。
- ・資力がなく、親族もなく、金銭管理も難しいケースは、首長申立につなげたいがハードルが高い。
- ・行政の内部でもっと連携して欲しい。

## ～広域センターの取り組みから～

専門職向け講演会	社団法人ソーシャルネットあおもりの理事である新村繁文氏を講師にお招きし、「障害者権利条約と意思決定支援」をテーマに講演会を開催 (1月23日 75名参加)
市民後見人養成定期研修 (第2回)	参加対象は、市民後見人名簿登録者。今回は、「更生保護」(講師：保護観察所職員)と「市民活動の実際」(講師：市民後見人)を取り上げ、幅広い知識の習得と実際の後見活動に役立つ内容で実施 (1月24日 30名参加)
市民後見人情報交換会	市民後見人(活動終了者含む)を対象に隔月で開催。毎回、事例検討や後見業務に係る課題等を協議。1月は、「専門職からみた市民後見人」と題し、岩手県社会福祉士会会長の坂口繁治氏にお話をいただいた。 (1月26日及び3月23日 各回とも10名参加)



## ○専門職連絡会議を開催しました

2月7日(火)岩手教育会館にて、「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を開催しました。

後見業務に携わっている専門職の皆様と成年後見業務に関する現状や課題について、直接、意見交換を行う場が必要と考え昨年度に引き続き、今年度も開催しました。

当日は、右記の団体の皆様にご出席いただきました。

併せて、盛岡家庭裁判所や日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、行政の皆様にはアドバイザーとしてご参加いただきました。

今回の会議では、主に成年後見制度の担い手として活躍が期待されている市民後見人の活動を広げていくための課題や無報酬案件への対応について、意見交換を行いました。

後見人の担い手不足や将来的な後見人の確保について、報酬助成の拡充が図られることが課題解決につながるとの意見が相次ぎました。出席した自治体の担当者からは、各所で要望を受けており、検討中とのコメントがありました。

資力の有無に関わらず、制度の利用を必要とする方が安心して、制度利用につながるよう、センターとしても報酬助成の拡充が早期に実現することを願っています。

また、センターからは、現在、専門職の皆様が後見を行っている案件のうち市民後見人への引き継ぎを希望される場合の対応について、下記のとおりお示ししました。

### 【専門職連絡会議出席団体】

- ・岩手弁護士会 ・岩手県司法書士会
- ・岩手県社会福祉士会 ・岩手県精神保健福祉士会
- ・岩手県社会保険労務士会 ・岩手県行政書士会
- ・東北税理士会岩手県支部連合会

### 【アドバイザー参加】

- ・盛岡家庭裁判所
- ・日本司法支援センター岩手地方事務所
- ・岩手県地域福祉課 ・岩手県立県民生活センター
- ・盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町・岩手町



## 専門職後見人から市民後見人への引継ぎの流れ

- ① 専門職から市民後見人に引き継ぎたい案件がある場合、当センターにご連絡いただく。
- ② 当センターでは、市民後見人任者調整会議の開催を準備
- ③ 会議の前に専門職は、該当案件について「ケース概要書」を作成し、当センターに送付
- ④ 会議の開催
  - ・市民後見人に相応しい案件か委員が協議
  - ・会議には、専門職及び市民後見人候補者も出席
- ⑤ 会議で市民後見人が相応しいとされた場合、専門職は家庭裁判所に追加選任の申立を行う。
- ⑥ 家庭裁判所から追加選任の審判がおりたら、専門職と市民後見人との複数後見がスタート
- ⑦ 一定期間経過後、専門職は辞任し、市民後見人単独での後見となる。

※「ケース概要書」の様式は、当センターのホームページに掲載しています。



## ◆◆市民後見人の手引き完成◆◆

市民後見人の皆さんが取り組んできた「市民後見人活動の手引き」の見直しは、12月以降はワーキンググループのメンバーが自主的に集まり、編集会議を重ねてきました。自分達の後見活動を振り返りながら、わかりやすい手引書となるよう何度も推敲し、先頃、完成しました。活動中の方をはじめ、これから市民後見人としての活動をスタートさせるにも役立つ実践的な内容となっています。

ワーキングメンバーの皆さん、大変お疲れさまでした。



## ○市民後見人受任者調整会議～新たな事案の検討～



適切な市民後見人の選定にあたり、当センターでは「盛岡広域市民後見人受任者調整会議」を設置し、三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）の委員の皆様により市民後見人に相応しい案件が検討していただいています。

開催	検討事案	
第1回	首長申立案件	1件
第2回	広域センター案件	1件
第3回	首長申立案件	1件
第4回	首長申立案件 専門職からの移行案件	2件 1件

令和4年度は、4回開催し、計6事案について検討しました。いずれの事案も市民後見人が相応しいとされ、スタート時は専門職との複数後見とされました。

今年度、開催回数は4回にとどまったものの、従来の首長申立案件の検討に加え、当センターが相談から申立てまで支援したケースや現在、専門職が後見人についているが受任当初の課題等が解決したことにより市民後見人へ引き継ぎたいとの申し出があったケースについても検討をしました。（令和3年度末に当センター独自の候補者名簿を備えたことから可能となったものです。）



市民後見人は、  
どんなことをするの？

市民後見人は、主に専門職との複数後見であり、専門職と相談しながら業務にあたります。

◆市民後見人は、主に次のような業務を行います。

- ・日常的な金銭管理  
（本人に必要な生活費の支払い、介護・福祉サービス利用料や医療費の支払等）
- ・生活の見守り  
（本人の生活状況に変わりがないか、定期的に訪問。入所している場合は、施設を訪問）
- ・介護・福祉サービス事業者や福祉関係者との連携  
（本人の状況や意向を踏まえ、必要なサービスが適正に提供されているか確認。必要に応じて利用契約の見直し等を行う。）
- ・家庭裁判所への報告書作成（年1回）

【令和4年度：速報】

### ○相談状況

（単位：件）

相談件数	相談形態				主な相談内容					相談対象者			
	電話	来所	訪問	その他	財産管理	身上監護	申立手続	制度内容	その他	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
令和4年度 621件	376	198	43	4	9	1	247	305	59	395	71	115	40

※参考：令和3年度相談件数 621件

### ○申立支援状況（当センターが支援し、盛岡家庭裁判所へ申立に至った件数）



4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
4	2	2	1	2	4	0	2	0	3	2	4	26

※参考：令和3年度申立支援件数 17件

